

入札説明書

令和 8 年札幌市告示第2897号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 告示日 令和 8 年 7 月 22 日
- 2 契約担当部局
〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市建設局土木部道路維持課事業係 電話 011-211-2632 Fax 011-218-5123
メールアドレス doroi-ji-jigyoku@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

- (1) 役務の名称 国庫補助事業横断歩道橋定期点検業務
- (2) 調達案件の仕様等 業務設計書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 9 年 2 月 26 日まで
- (4) 履行場所 業務設計書による。
- (5) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する事項に該当しない者であること。
- (2) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加をしないこと。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 令和7・8年度札幌市競争入札参加資格者名簿(工事・建設関連サービス・道路維持除雪)において、業種が大分類「建設関連サービス業」、中分類「橋梁設計・監理業」、所在地区分「市内」として登録されている者であること。
- (6) 公共機関等※が発注した横断歩道橋又は道路橋の定期点検について、元請としての履行実績があること。ただし、当該履行実績は、平成23年4月1日以降に業務が完了し、引渡しが進んでいるものであること。

※公共機関等とは、一般財団法人日本建設情報総合センターが定める建設実績情報のコリンズ・テクリス登録システム利用規約第3条第10号に掲げる機関をいう。

5 入札書の提出方法等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
上記2に同じ。
- (2) 入札書の受領期限
令和 8 年 8 月 4 日（火）16時00分（送付の場合は必着のこと。）
- (3) 開札の日時及び場所
令和 8 年 8 月 5 日（水）10時45分
札幌市役所本庁舎地下1階2号会議室（札幌市中央区北1条西2丁目）
- (4) 入札書の提出方法

入札書は別紙1の様式にて作成し、持参又は送付により提出すること。なお、提出にあたっては、以下に留意すること。

ア 入札書を直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人

の場合はその名称又は商号)及び「令和8年8月5日 10時45分開札〔国庫補助事業横断歩道橋定期点検業務〕の入札書在中」の旨を記載し、上記2宛に入札書の受領期限までに提出しなければならない。

イ 送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和8年8月5日 10時45分開札〔国庫補助事業横断歩道橋定期点検業務〕の入札書在中」の旨を記載し、上記2宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

エ 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人である

ことの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印(外国人の署名を含む。)をしておくとともに、開札時までに委任状(別紙2)を提出しなければならない。

オ 入札者又はその代理人は、本調達にかかる入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(5) 調達案件の仕様等に対する質問

ア 質問の提出方法

質問は別紙3により作成し、持参、ファクシミリ又は電子メールにより提出すること。電子メールでの提出の場合はメールの件名を「国庫補助事業横断歩道橋定期点検業務の質問について」とすること。なお、ファクシミリ又は電子メールで提出の場合は、電話で到達確認すること。

イ 質問の提出先及び提出期限

上記2の契約担当部局へ、上記1の告示の日から令和8年7月30日(木)16時00分までの間で提出すること。

ウ 質問に対する回答

質問を受理した日以降、上記2の場所で閲覧に供するとともに建設局土木部ホームページに掲載する。したがって、質問を提出する前に、必ず上記ホームページ上に同様の質問及びその回答が掲載されていないかを確認すること。

(6) 入札の無効

ア 本説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第13条に定める入札参加資格の審査書類の提出の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札は無効とする。

(7) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(8) 開札

ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

6 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号に該当する場合は免除することがある。なお、低入札価格調査の結果、落札者となった場合には、札幌市契約規則第25条各号に定める契約保証金納付の免除規定は適用しない。ただし、第1号のほか、長期継続契約を除く複数年契約において、その性質又は目的から第3号又は第7号の規定を適用し、契約保証金の一部免除として契約金額を1年間当たりの額に換算した額の100分の10以上の額まで減額することが適当と認められるものを除く。

なお、契約保証金の算定において1円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げる。

(3) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。

ただし、本入札は当該契約の内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ札幌市工事等低入札価格調査要領（以下「低入札価格調査要領」という。）に定める調査基準価格を設け、その価格を下回る入札が行われたときは、低入札価格調査要領の規定に基づき、低入札価格調査を行う。

そのため、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本業務に係る契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせずに失格と扱い（再度入札への参加不可）、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とするところがある。

イ 同額抽選

落札候補者となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査するので、

落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、上記4に掲げる入札参加資格を有することを証する書類（下記(6)参照）を提出しなければならない。電子メールにより提出する場合、事前に契約担当に電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは「札幌市競争入札参加資格（物品・役務）」に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格のない者のした

入札とみなし無効とする。

エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者のした入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を、新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

オ 入札が無効となった者の取扱い

上記ウ又はエに基づき入札が無効となった者は、上記 5 (8)オに掲げる再度の入札に参加できないものとする。

(4) 低入札価格調査

低入札価格調査要領第 5 条の 3 第 1 項の規定に基づき、調査基準価格（算定方法は低入札価格調査要領第 5 条第 1 項第 2 号による。）を下回る入札が行われたときは、低入札価格調査を行う。

その結果、落札者となった場合には、札幌市契約規則第 25 条各号に定める契約保証金納付の免除規定は適用しない。ただし、第 1 号のほか、長期継続契約を除く複数年契約において、その性質又は目的から第 3 号又は第 7 号の規定を適用し、契約保証金の一部免除として契約金額を 1 年間当たりの額に換算した額の 100 分の 10 以上の額まで減額することが適当と認められるものを除く。

なお、低入札価格調査要領第 8 条に定める低入札価格調査に係る資料及び提出書類の提出期限は、別途通知した日の翌日から起算して 3 日以内（札幌市の休日を定める条例に規定する休日を除く。）とする。また、提出期限後の提出及び差替えを認めない。

(5) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、上記 4 に掲げる入札参加資格を有することを証明する書類（下記(6)参照）を、入札関係職員の求めに応じ提出しなければならない。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について疑義がある場合は、所定の方法により質問することはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

(6) 入札参加資格の審査に係る書類

ア 事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書（別紙 4）

イ 上記 4 (6)の資格を確認できる書類（履行実績が確認できる契約書の写し等）

ウ 事業協同組合等にあつては、組合員名簿

(7) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金を納付しなかったとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(8) 免税事業者であることの申出

落札者が消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づく消費税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合、申出書（別紙 5）を提出することとする。

(9) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(10) 契約条項 別紙6のとおり

(11) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内（札幌市の休日を定める条例に定める休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所 上記2に同じ。

イ その他

提出は持参することにより提出するものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。